

第 152 回 高知県都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和 6 年 2 月 16 日（金）10 時～11 時 10 分
- 2 開催場所 高知サンライズホテル 2 階 向陽の間
- 3 出席委員 井奥和男、磯部雅彦、大倉美知子、坂本淳、西山彰一、樋口毅彦、政岡慶子、横山桂子、上田貢太郎、岡本和也、平田文彦、小野めぐみ（代理）、壬生恵庫（代理）、岡村卓弥（代理）、花岡努（代理）（計 15 名）
- 4 欠席委員 稲田知江子、大野哲、康峪梅、小坂雄一郎、桑名龍吾（計 5 名）
- 5 出席幹事 戸梶竜太（（代理）政策企画課）、梅森実（土木政策課）（計 2 名）
- 6 欠席幹事 伊良部直（地域福祉政策課）、太郎田弘志（商工政策課）、橋本卓夫（農業政策課）（計 3 名）
- 7 事務局 （高知県）土木部都市計画課
- 8 関係機関 （高知市）建築指導課、廃棄物対策課
- 9 審議事項 **【付議事項】**
高知広域都市計画区域における建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について
【報告事項】
市街化調整区域における地区計画策定指針の見直しについて

■事務局

これより、第 152 回高知県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日進行を務めさせていただきます高知県都市計画課課長補佐の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。
本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は審議会委員 20 名のうち、代理委員を含め、15 名のご出席をいただいております。審議会条例第 5 条の会議の成立要件、2 分の 1 以上の委員のご出席をいただいておりますので、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。また、本日の審議会は、審議会運営要綱第 9 条の規定により公開としており、傍聴席を設けております。

続きまして、昨年 9 月に開催いたしました、前回の審議会以降で、2 名の委員に変更がございましたので、新たにご就任をいただきました委員の皆様をご紹介します。はじめに市町村長を代表する者といたしまして、高知県市長会会長桑名委員様。桑名委員は、本日は所用により欠席となっております。次に、関係行政機関の職員といたしまして、農林水産省中国四国農政局長仙台委員様。本日は、代理で農村振興部農村計画課岡村課長補佐様にご出席いただいております。以上で、新たにご就任いただいた 2 名の委員のご紹介を終わります。

なお、変更のない委員の皆様、及び代理委員の皆様につきましては、出席者名簿と配席図により、ご紹介に代えさせていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、審議会運営要綱第 5 条に、会長は議長とな

って会議を主宰するとなっていますので、磯部会長にお願いいたします。

■磯部会長

皆さん、おはようございます、磯部でございます、どうぞよろしくお願いいたします。本日はご出席、誠にありがとうございます。早速、議事に入りますけれども、議事に入る前に、当審議会運営要綱第10条第3項に会長が議事録の署名委員を2名指名することになっておりますので、指名させていただきます。今回の審議会につきましては、西山委員、それから横山委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。今回は、お手元の次第にありますように、付議事項は1件となっております。

それでは、議案高知広域都市計画区域における建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断についてお諮りいたします。事務局は議案の説明をお願いします。

■事務局

高知県土木部都市計画課で計画担当をしております高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の議案書の1ページをお開きください。議案を朗読させていただきます。5高都計第426号、令和6年1月16日、高知県都市計画審議会会長様、高知県知事、高知広域都市計画区域における建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について。このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁が許可する場合、都市計画審議会において、敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり審議会に付議します。

こちらの議案は、特定行政庁である高知市長からの付議事項ですので、まず、詳しい説明を高知市から行ったあと、最後に高知県の見解を説明させていただきます。

■高知市建築指導課

高知市役所建築指導課の高橋と申します。本日はよろしくお願いいたします。私からは議案に関する施設及び関係する法令などについてご説明させていただきます。資料は資料6議案説明資料をご覧ください。

次のページをご覧ください。説明項目としまして、産業廃棄物、産業廃棄物処理施設とは、施設の概要、手続きの流れ、建築基準法第51条について、産業廃棄物処理施設についての順で説明をいたしまして、最後に高知県から高知県の見解を説明させていただきます。

3ページをご覧ください。産業廃棄物、産業廃棄物処理施設とはですが、まずそれぞれの言葉の定義のご説明をさせていただきます。

事業活動に伴って発生した廃棄物である事業所ごみには、産業廃棄物と一般廃棄物があります。そのうち産業廃棄物は、廃プラスチック類、金属くず、燃えがら、汚泥、その他のゴム・金属・ガラスくず、がれき類など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定められた

20 品目をいいます。なお、この法律を以降、廃掃法といいます。廃掃法は、廃棄物の排出を抑えつつ、発生した廃棄物はリサイクルする等の適正な処理をすることで、生活環境が安全に守られることを目的としております。

事業所から発生する事業所ごみは、排出する事業者自身に処理責任があり、自らが処理することができない場合は、廃掃法により許可を受けた処理業者に委託する必要があります。産業廃棄物処理施設といえますのは、廃掃法で定められた一定規模以上の処理能力を備えた施設のことです。廃プラスチック類及び木くずについては、破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるものが該当します。後ほどご説明しますが、今回、工事・解体現場等より排出される産業廃棄物を破碎・圧縮梱包する施設を設置予定で、その破碎施設が産業廃棄物処理施設に該当します。

4 ページをご覧ください。次に、今回ご審議いただく施設の概要を説明いたします。申請地は、高知市春野町弘岡下字イヨ川北平 4787-93、高知市朝倉字アジロ山己 1152-254 外 21 筆で、左上の地図の点線で囲まれました高知広域都市計画区域内にあります。高知広域都市計画区域は、区域区分、いわゆる線引きを有しており、この敷地の位置は市街化調整区域となります。

申請施設の種類としましては、廃プラスチック類及び木くずの破碎・圧縮梱包を行う産業廃棄物処理施設で、事業者はヤツデファクトリー株式会社です。また、現在の敷地面積は、全体で 19,322.6 平方メートルになります。この敷地では、事業者が、主に産業廃棄物の破碎、焼却、圧縮、選別、切断、減容固化などを行っており、今回申請の施設を新たに設置するという申請です。

現在、施設設置位置には、倉庫を建設中です。その建設した倉庫内に、廃掃法で設置許可を受けた廃プラスチック・木くずなどを破碎・圧縮梱包する施設を新たに設置することに伴い、倉庫から産業廃棄物処理施設に、建築物の用途に変更が生じることから、この建築物の用途の変更の許可に当たり、本審議会において、都市計画上、その敷地の位置について支障がないかをご審議いただきたいと思います。詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

5 ページをご覧ください。次に、法的な手続きを含めた全体の流れをこのフローでご説明します。廃棄物処理施設を設置するにあたり事業者が行う手続きとしましては、まず、主に廃掃法に基づくものと建築基準法に基づくものがあります。廃掃法第 15 条に基づく施設の設置許可申請を行う前に、事業者は事前に生活環境影響調査を実施しております。これにより、施設の設置にかかる生活環境の保全上の見地において粉じん、大気汚染、騒音、振動などの項目で、環境基準を全てクリアしていると判断されています。

その後、事業者は廃掃法を所管する高知市の廃棄物対策課へ令和 5 年 11 月 24 日に設置許可申請を行い、審査を経て令和 5 年 12 月 21 日付けで当該処理施設の設置を許可されています。

一方、建築基準法第 51 条ただし書きに基づく許可を得るため、事業者は、高知市建築指導課へ令和 5 年 12 月 21 日に許可申請を行い、これを受け令和 5 年 12 月 25 日付けで高知市長は高知県知事あてに都市計画審議会への付議依頼を提出しております。

そして、本審議会でご審議いただき、処理施設の敷地の位置について支障がないとの答申

をいただけますと、建築基準法第 51 条ただし書きに基づき許可がなされることとなります。

続きまして、6 ページをご覧ください。ここでは建築基準法第 51 条について、ご説明いたします。条文では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならないと定められています。

これは、これらの施設や構成する建築物などが、都市機能上、欠くことができない重要な施設である反面、周辺住民の生活環境に影響を及ぼす可能性がある施設であることから、新設や増築に際して施設の必要性や敷地の位置について判断するとして、都市計画決定の手続きを踏むという趣旨がございます。

今回は、その他政令で定める処理施設に該当する建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 に掲げるもので、廃掃法施行令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに掲げる産業廃棄物処理施設となります。申請施設は、このうち第 7 号の廃プラスチック類の破碎施設であって、1 日当たりの処理能力が 5 トンを超えるもの、第 8 の 2 号木くずの破碎施設であって 1 日当たりの処理能力が 5 トンを超えるものに該当するため、建築基準法第 51 条の適用を受ける産業廃棄物処理施設に該当します。

また、当該施設は、都市計画において施設の位置が決定されていない民間の産業廃棄物処理施設となります。そのため当該施設は、施設の新築・増築はできないこととなりますが、建築基準法第 51 条のただし書きとして、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、この限りでない定められています。

なお、特定行政庁とは、建築基準法に定義された建築主事を置く人口 25 万人以上の市のことで、高知市が特定行政庁となります。また、高知県都市計画審議会の議を経るのは、産業廃棄物処理施設の都市計画について、都市計画法において都道府県が決定することになっているため、今回、本審議会において、その敷地の位置が都市計画上支障がないかをご判断いただくものです。

7 ページをご覧ください。現在、破碎施設を屋内に設置する建物である倉庫は、建設中です。建設後に、廃プラスチック類及び木くずの破碎施設を設置することに伴い、建築物の用途が倉庫から産業廃棄物処理施設となることから、建築物の用途の変更が生じます。建築基準法第 87 条第 2 項で、建築物の用途を変更する場合には、第 51 条の規定を準用すると規定されていますので、建築基準法第 51 条の規定を適用することとなります。

現在、破碎施設を屋内に設置する建物は、倉庫として建設中ですが、今回の許可をいただくことで、産業廃棄物処理施設の用途として許可を得ることとなります。許可後、工事監理者の報告や完了検査を経て完成、利用可能となります。

8 ページをご覧ください。ここで、施設履歴についてご説明します。平成 16 年 7 月に建築基準法が改正となり、以降、新たに許可対象となる施設の新設は第 51 条の許可が必要と

なりました。その後、当該施設は平成 17 年、令和 2 年に施設設置許可を受け、施設を運営しております。今回の施設については、令和 5 年 12 月 21 日付けで廃掃法の施設設置許可が交付されており、同日付けで建築基準法の第 51 条ただし書き許可の申請がなされています。

廃プラスチック類及び木くずの破碎施設については、1 日当たりの処理能力が 5 トンを超えるものが建築基準法第 51 条の許可の対象となっております。今回、新たに設置する破碎施設の 1 日当たりの処理能力は、廃プラスチック類が 90 トン、木くずが 46 トンであるため、建築基準法第 51 条の許可対象となる産業廃棄物処理施設に該当しております。

なお、今回の施設では廃プラスチック類と木くずの他に、紙くず・繊維くず・ゴムくずも破碎しますが、これらは廃掃法施行令の設置許可の必要な処理施設には該当いたしません。

9 ページをご覧ください。これは、申請箇所の周辺の航空写真です。申請地は、国道 56 号線の荒倉トンネルから、東に約 300 メートルのところに位置にする水色で着色した敷地です。当該敷地の中の赤塗り部分の倉庫の中に、廃プラスチック類及び木くずの破碎施設を設置したいとの申請です。申請地周辺には北側に乗馬クラブ、南側に霊園と、約 150 メートル離れた場所に住宅があります。その他、周辺は山林に囲まれている状況です。また、申請地は市街化調整区域であり、今後も市街化する可能性は少ないと考えられます。

なお、高知市産業廃棄物処理指導要綱により、中間処理施設については、施設設置の敷地境界から半径 300 メートル以内の地域住民からの同意が必要ですが、廃掃法第 15 条設置許可までに事業内容を説明し、近隣地の土地所有者・使用者及び住民に同意をいただいております。

次に 10 ページをご覧ください。これは、施設までの道路状況です。ヤツデファクトリーの申請地南側からの道路状況は、左下①の国道 56 号の新荒倉トンネル南口に出たところの写真で、ここから脇にそれて西に進みます。②の分岐箇所を右折しまして、高知市道朝倉 12 号線を道なりに進み、⑤施設の入口に着きます。また、申請地北側からの道路状況は、右上③の高知市道朝倉 12 号線を道なりに進み、④の橋を渡り、さらに道なりに進んで、⑤施設の入口に着きます。南側からも北側からも申請地までは、緑に囲まれた山道となっており、道中はほぼ車両の通行はない状況でございました。

11 ページをご覧ください。これは、処理施設の周辺の東西南北各方向を写した写真です。全方面に申請地の敷地が広がっており、北側には隣接する乗馬クラブがありますが、木々で直接は見えなくなっております。

12 ページをご覧ください。これは A が敷地西側の入口付近からで、B が事務所前から写した写真です。現在建設中の倉庫の内部には処理施設が設置予定ですが、外部の倉庫建屋が完成した際のイメージでは、このような配置・建物状況となります。

13 ページをご覧ください。これは、東側と南側から建物内部に設置される処理施設の配置イメージを現したものです。赤で斜線を引いた箇所が、処理施設の設置予定場所で、建物内部北寄りに設置予定となります。

14 ページをご覧ください。これは、この建物内の配置図、1 階平面図です。北側に破碎機と、破碎した廃プラスチック・木くず等を圧縮して梱包する圧縮梱包機が設置されます。なお、破碎機と圧縮梱包機は一体となっておりますが、設置許可が必要な施設は赤い枠で囲ん

でいる破砕機の方です。下の方の建物シャッターから産業廃棄物を車両で搬入し、手選別して、破砕前に赤色の場所で保管、その後破砕、圧縮梱包、梱包製品の保管、燃料として販売という流れになります。

15 ページをご覧ください。施設の説明となります。廃プラ・木くずを下の方からコンベヤに載せ、資料の上の方にあります破砕機に運び、破砕機によって5ミリ以下に破砕された廃プラ・木くずをコンベヤを介し、圧縮梱包機にて圧縮及び梱包。梱包された姿が右上の状態になります。一つ当たりの梱包サイズは、1メートル×1メートル×1.4メートルであり、重さは約600キログラムとなる見込みです。

作業効率としては、1日当たり、圧縮梱包の処理能力が68.8トン。1か月当たり1,000トンの処理となる予定です。量的にみれば、廃プラスチック類が最も多くなると見込まれています。

なお、この施設は、産業廃棄物を大量にかつ簡潔に燃料化することが可能であり、近年、四国内で廃プラスチック類を活用した燃料の需要が高まってきていることから、今回の申請施設を設置・稼働することにより、高知県内における産業廃棄物の埋め立てや焼却処分等の最終処分の減少につながり環境負荷を軽減することができるものと考えております。

16 ページをご覧ください。最後に、廃掃法の設置許可申請前に行われた、周辺的生活環境に関する影響を評価した生活環境影響調査の内容についてご説明します。これは、第三者機関である東洋電化テクノリサーチが行ったものです。施設稼働に伴う粉じん・大気汚染の影響については、高知市公害防止基本計画において定められた指標値を、騒音については、騒音規制法を、振動については、振動規制法を、悪臭については、高知市特定悪臭物質規制基準を、それら全ての項目において基準値を下回る結果となっております。

なお、調査の表に水質について記載がございませんが、今回設置する施設から排水・放水等がありませんので、該当なしとして記載していません。

また、今回の申請地は、市街化調整区域となるため、騒音、振動についての規制基準は適用されませんが、施設の稼働に伴う影響として市街化区域にかかる基準値として定められている騒音70デシベル、振動65デシベルの値を記載しております。今回、施設設置に伴う影響としましても、それらの基準値も下回っている予測値となっております。

加えまして、表中の予測値※印について、大気汚染・騒音・振動項目の廃棄物運搬車両走行については、施設設置に伴う運搬車両の増加はなく、悪臭についても、廃棄物の短期処理により長期保管はないため、現況の数値から変化はないと予想されます。

以上のことにより、生活環境影響調査結果は基準値以下であり、施設を設置することによる環境への影響はないものであると評価されています。施設の運用までに、検査を行ったうえで、基準に適合した後に使用が開始されます。さらに、維持管理につきましても施設を廃止するまで、技術上の基準・維持管理計画に適合させることが求められております。施設及び関係する法令などについてのご説明は以上となります。

■事務局

最後に、高知県の見解をご説明いたします。資料の17ページをご覧ください。まず、土地

利用についてです。申請地は、山林に囲まれた、すでに産業廃棄物処理業を営んでいる広い敷地です。周辺には乗馬クラブや霊園などがありますが、住宅地等は直接隣接はしておりません。また、申請地は、市街化を抑制すべき区域である、市街化調整区域に位置しています。こうした状況から、現在の土地利用状況から今後、大きく変化する見込みがないものと判断しております。

次に、周辺環境への影響です。先ほど、高知市からの説明にもありましたとおり、今回の処理施設については、環境影響評価におきまして、設置に伴い遵守すべき環境基準を下回る結果が出ております。周辺環境への影響に関しても支障はないものと判断しております。

続いて、廃プラスチック類及び木くずの破碎施設の設置に関する関係機関との調整状況です。廃掃法第15条の規定に基づき、事業者から出された許可申請について、高知市廃棄物対策課におきまして、審査がされ事業者へ産業廃棄物処理施設の許可証がすでに交付されております。また、周辺土地所有者及び付近に居住する地域住民の同意も規定どおり得られております。

最後に、今回の申請につきましては、高知市長から敷地の位置については都市計画上支障はない旨の文書が提出されています。

こうしたことを踏まえまして、高知県の見解としましては、当該施設の敷地の位置につきましては都市計画上支障はないと判断し、今回の審議会に付議することとしました。以上で、議案高知広域都市計画区域における建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

■磯部会長

どうもありがとうございました。それでは、審議に入りたいと思います。只今の議案について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

岡本委員、お願いします。

■岡本委員

搬入とか搬出に関して、大型のトラック等が利用されると思います。進入路の写真を見せていただきましたら、狭隘なところもあろうかと思いますが、そのあたりは大丈夫なのかということと、大型のダンプが入ったりすると、道路が傷むというか、そういう現象が起これると思うのですけれども、地域の乗馬クラブとか民間の住宅もある中で、そのあたりへの対応は高知市としてどのように考えているのかについて、お聞きをしたいのですが。

■磯部会長

はい、お答えをお願いします。

■高知市建築指導課

こちらの道路ですが、大体道幅が4メートルから6メートルぐらいあるところですよ。ほとんどここに持ってくるような方しか使っていないような道路ではございます。慣れた方々で

すから、安全には注意して行かれると思います。あと、道路が傷むということにつきましては、高知市道でございますので、損傷等あれば高知市の道路管理課の方で対応はいたします。

■岡本委員

そのあたりをきちんと見越したうえで、計画が立てられているということでもいいですね。

■高知市建築指導課

はい。

■岡本委員

4番のあたりはちょっと狭いなと思うんですけど、大丈夫なんでしょうか。何トンのトラックが入るのか分かりませんが、8トンぐらいもしくは4トンぐらいのものなんでしょうか。そのあたり、もうちょっと教えていただけますか。

■高知市廃棄物対策課

高知市廃棄物対策課の石飛と申します。事業者からの申請書の内容については、特に何トンという記載はなされてはおりませんが、従前からこの事業計画にかかわらず、廃棄物の搬入・搬出があったということで、そこから大きな変化はないため、特段、今回の設置に伴って大型車が増加するということはないかと思えます。

■磯部会長

今までも搬入・搬出にこの道路を使ってたということですが、それで特に支障はないのでしょうか。

■高知市廃棄物対策課

廃棄物対策課としましては、そのような地域住民の方とかから、そういう声はいただいてはおりません。

■磯部会長

道路の損傷も特に無かったということでもよろしいですか。委員のご質問の趣旨は、そういうことかと思えます。

■岡本委員

今後の維持管理も含めて、高知市として責任を持って対応していかなければならないかと思えますので。

■高知市建築指導課

今回の申請に当たって、何度かここを通過してみたんですが、現在のところ大きな損傷は見

受けられなかったと思います。

■磯部会長

よろしいでしょうか。

■岡本委員

はい、ありがとうございました。

■磯部会長

他にいかがでしょうか。政岡委員、お願いします。

■政岡委員

産業廃棄物処理施設に使うところを現在、倉庫業を営まない倉庫として利用する旨で建設中とお伺いしました。今回、この都市計画審議会で、建設地としては問題ないとなった場合には、用途が変わるかと思いますが、先ほどのご説明の中で、産業廃棄物処理施設として、完了検査を経るというふうにお伺いしたように思いますが、まだ建設中の倉庫を、この審議会を経たら、倉庫として完了検査を受けるわけではなくて、産業廃棄物処理施設として、高知市さんが完了検査をすると。その産業廃棄物処理施設としての法律を全てクリアしているということ、完了検査でチェックするという理解でよろしいでしょうか。

■磯部会長

お答えをお願いします。

■高知市建築指導課

はい、そのとおりでございます。今回、付議させていただきまして、許可をいただけますと、建築確認の計画変更として産業廃棄物処理施設という申請をしていただいて、処理施設の基準法を審査したうえで完了検査を行います。

なお、倉庫から産業廃棄物処理施設への変更に伴い、工場という扱いになりますが、工場になった場合はそちらの方が規制が若干強く、詳細には採光や排煙、換気を取る窓などが必要になってまいります。しかしながら、現在の倉庫で申請していただいている図面の中にも、それを満たしたものはございますので、そちらの方は問題ないかと思っております。

■政岡委員

先ほど、手選別をすとお伺いしましたが、そうすると居室という扱いも出てくると思います。そのあたりも、きちんと考慮されるということですか。

■高知市建築指導課

はい、高知市の審査の方で、問い合わせ等をして確認はいたします。

■政岡委員

分かりました。ありがとうございます。

■磯部会長

他にいかがでしょうか。坂本委員、お願いします。

■坂本委員

16 ページの環境影響評価について教えていただきたいのですが、現況から変化なしとなっている大気汚染とか騒音、振動に関しては車両の走行ですので、現況から変化なしということとは理解できますが、悪臭については、今は倉庫業を営まない倉庫として建設中とのことですが、今後、破碎をする時にも、全くその数字が変わらないのかということ。また、破碎したものは短期で運搬をするので、影響がないとのご説明がありましたけど、その短期という期間について、すぐに運搬すると全く今と同じ状況なのか、そうではないのか、その短期という期間について、ご教示いただければと思います。

■磯部会長

お答えをお願いします。

■高知市廃棄物対策課

高知市廃棄物対策課の石飛と申します。先ほどのご質問についてですが、悪臭に関しましては、基本的には悪臭の主たる要因となる有機物等を、搬入時点において速やかに極力除去し、保管に移行するというので、まずはそこでリスクを低減させるというところと、短期間という点につきましては、概ね1日から7日程度で処理を完了すると計画上は記載いただいております。

■坂本委員

計画上は今そうなっていますが、この施設ができた後、モニタリングということが必要かもしれませんね。

■磯部会長

他にいかがでしょうか。井奥委員、お願いします。

■井奥委員

今回、新しい処理施設で大体月に1,000トン程度というお話だったと思いますが、もし分かるなら、こういった廃プラ・木くず等の処理について、この業者以外にも含めて、県外排出しないで処理ができている状況なのか、先日の能登半島地震で相当な量の産廃処理が必要という話をテレビやニュース等の報道で耳にしたので、県内のそういった状況について、許可

に直接関係ないですが、分かっていたら教えてください。

■磯部会長

はい、お答えをお願いします。

■高知市廃棄物対策課

高知市の情報にはなりますが、高知市の産廃の処分業者は、現在 31 社存在しております、去年度の実績は、31 業者さん全ての取扱量としましては、38 万トン程度の量を取り扱っているという実績がございます。

県外へ搬出している量に関するご質問かと思いますが、実際その搬出量というところは、きちんと全て把握されてるわけではないので、明確なお答えは難しいかもしれませんが、県外に搬出する場合においては、搬出先の自治体において事前に協議するという制度が大体の自治体に備わっておりますので、そういう意味では適正な搬出ということはなされてるかとは思いますが、委員のご質問の県内の発生量に対してどれぐらい県内で処理ができるかについては、明確なお答えは難しいです。申し訳ございません。

■井奥委員

ありがとうございました。

■磯部会長

よろしいでしょうか。分かった時には是非、皆さん興味がある数値だと思いますので、お教えてください。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に意見については尽きたと思いますので、本議案について、議決をしたいと思えます。特に反対のご意見というのもなかったと思いますので、本議案につきましては、原案のとおり答申するという事によろしいでしょうか。

■会場一同

異議なしの声

■磯部会長

はい、ありがとうございました。それでは、本議案は原案のとおり答申することといたします。

それでは、続きまして、報告事項の説明に移りたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

■事務局

それでは、報告事項に入らせていただきます。前回の高知県都市計画審議会におきまして報告させていただきました、市街化調整区域における地区計画策定指針の見直しにつきまして、11月に改定を行いましたので報告をさせていただきます。皆様のお手元には、前方スク

リーンと同じものを資料7として配付をしておりますので、あわせてご覧ください。

本日は、こちらの順にそって説明をさせていただきます。1と2が主に前回の都市計画審議会の報告内容を、再度になりますけれども簡単にご説明させていただきます。3で今回の報告事項をご説明させていただきます。

見直しのこれまでの経過と今回の報告内容を示しております。前回の都市計画審議会は9月11日に開催しまして、この時はパブリックコメントを行っている状況でした。前回の報告内容としましては、見直し着手と方針の協議、市町による見直し検討、そして、改定原案の作成、民間事業者意見聴取までを説明し、決定された改定原案をパブリックコメントに諮っているところまでをご報告させていただいております。

本日の報告事項としましては、それ以降に行いました、パブリックコメント、改定案作成と承認、実際の改定ですとか、改定後に行っている広報の経過についてご報告させていただきます。

それではまず、前段といたしまして、前回の報告内容と重複いたしますけれども、改定原案の決定までを簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、市街化調整区域における地区計画について説明をいたします。最初に、市街化調整区域に関する区域区分についてのご説明をいたします。都市計画区域内の無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分すること区域区分といいます。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びに概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。一方、市街化調整区域は、環境などを保全するため、市街化を抑制する区域で、都市計画法に定める開発許可を受けなければ、例えば住宅や商業施設などを建築することが、原則認められない区域となります。

高知県内には、16の都市計画区域がありますが、高知市、南国市、香美市、いの町のそれぞれ4市町の一部からなる高知広域都市計画区域が、唯一この区域区分がなされている都市計画区域となります。こちらは、高知広域都市計画区域を拡大した図となっており、黄色で示されている部分が市街化区域、着色されていない白色の部分が市街化調整区域となり、この白色の部分が今回の報告内容と関係する区域となります。

この区域区分制度を担保するために開発許可制度がございまして、都市的土地利用の確保と秩序ある市街地の形成を実現するための制度となっております。この開発許可制度には、都市計画法で定める2つの基準が関係しておりまして、1つ目が宅地の水準の確保をすることを目的として、技術的な基準を定めた都市計画法第33条と、この区域区分制度を担保することを目的として、立地するための基準を定めた第34条があります。このうち、今回の報告事項の地区計画に関係しますのは、立地に関する基準の法第34条のうち第10号で定められております。このため、法第34条第10号に基づきまして、地区計画を策定すれば市街化調整区域でも、許可により開発を行うことが可能となるといった関係となっております。

この地区計画ですけれども、地区の課題や特徴を踏まえ、住民等にとって良好な市街地環境の形成・保持のための土地利用等に関する計画となっております。いわば地区単位のまちづくりを進めていく制度となっております。こちらには、地区計画を定めていく手続きを示しておりますけれども、地区計画は市町村が都市計画の決定を行う制度です。県は、都市

計画法の第19条第3項に基づきまして、市町村がこの地区計画を定めていく中で、協議を行う立場となります。

県では、市町村が地区計画を都市計画決定又は変更を行う際に、広域的な運用の統一性の確保と、秩序ある土地利用の形成を図る観点で、都市計画法に基づく県と市町村の協議のための判断基準として、市街化調整区域の地区計画策定指針を策定しております。こちらにはイメージ図を示しておりますが、地区計画の目的と土地利用の考え方に応じて、幹線道路沿いで地区計画を策定できる、幹線道路沿道型をはじめとする6つの類型を定めております。

続いて、地区計画策定指針の改定についてのご説明です。高知広域都市計画区域における課題としまして、人口減少や少子高齢化の進展に伴う市街化調整区域における既存集落の衰退や、企業等が高台移転を行うことも含む南海トラフ地震や頻発化・激甚化する自然災害への対応、こうしたことが課題となっております。こうした課題に対応するため、このたび、改定を行うこととしました。改定に当たりまして、高知広域都市計画区域における土地利用の方針などを定めている高知広域都市計画マスタープランを踏まえ、改定を行っております。

続きまして、改定原案の内容をご説明させていただきます。項目毎に主な改定概要を5つほど、ここからご説明させていただきます。まず、①で示す事業系の地区計画を策定する際の基準として、これまでの基準では、計画する土地の敷地は道路幅員が9.0メートル以上の道路に接道することとありましたが、改定では2車線以上の道路と改めております。また、②としまして敷地の外周の長さの20パーセント以上が幹線道路に接することとする基準は、国で定められております都市計画運用指針に、地区計画の対象となる区域はできる限り整形が望ましいとされていることから、数値的な基準は撤廃を行い、この都市計画運用指針に基づく運用に改めております。

続きまして、③ですが、建築できる建物の用途に関する基準としまして、幹線道路沿道型を、これまではⅠ型からⅢ型に細分化しておりました。改定では、このⅠ型からⅢ型を一本化しております。これによりまして、様々な業態を組合せた計画が可能となっております。

④といたしまして、対象とする区域につきましても、これまで対象とする区域を限定しておりましたが、市町の土地利用の方針に合致し、マスタープランを改定する際に位置付けを行うなどの条件をクリアすれば、新しい場所も選択可能としております。

⑤につきまして、ここからは住宅などができる地区計画の話となります。これまでは比較的大きな規模の集落である大規模指定集落に限定していた対象区域を、改定ではこれに加えてまして、比較的規模の小さな集落である①から③に示す拠点性のある集落につきましても、対象に加えることとしております。ここまで5項目について説明いたしましたが、いずれも基準を緩和し、柔軟性を持たせる見直し内容となっております。一方で、農用地域ですとか、災害の危険性がある様々な区域がございますけれども、こういった場所はこれまでと同様に地区計画を策定することができないといった運用となっております。

ここまでの説明で前回の審議会でご報告させていただきました、改定原案の決定まで、ご説明させていただきました。今回の報告内容といたしましては、ここからとなりまして、それ以降に行いましたパブリックコメント、そして改定原案から改定案としたこと、改定案の策定・承認、指針の改定、そして改定後に実施している広報等の経過についてのご報告をさ

せていただきます。

まず、パブリックコメントについてです。パブリックコメントにつきましては、令和5年9月1日から9月30日までの30日間実施いたしました。この間1名から1件のご意見をいただいております。ご意見の要旨としましては、市街化調整区域を変更又は廃止すべき、といった内容となっております。これへの対応としましては、今回のパブリックコメントは地区計画策定指針の改定についてでありますので、いただいたご意見は公募の対象ではないため、ご意見として承り、今後のまちづくりの参考とする、としております。なお、回答に際しましては、次の県の考えを示させていただいております。例えば、市街化調整区域の変更や廃止につきましては、市街化区域における人口密度をある程度維持する考えですとか、廃止する場合は、既存のインフラの非効率な運用として市街地形成への影響等を慎重に見極めていく必要がある、といった点を県の考えとして示したうえで回答を行っております。

続きまして、このパブリックコメント等による県民の意見等を踏まえた改定案の策定を行いました。結論からいいますと、先ほどご説明いたしました改定原案からの変更はありません。策定指針の改定を検討する場である、第3回目となる高知広域都市計画協議会で、この改定案を諮り、承認されております。その後、事務手続きを経まして、この策定指針の改定が11月20日にされております。改定後ですけれども、先ほどの策定指針見直しを検討する場である高知広域都市計画協議会におきましても、PRを行うこととのご意見もございましたので、改定後は、県や各市町のホームページでの公表や、各市町の広報誌による周知を行っております。また、こういった市街化調整区域で土地の利活用をされます主な団体、3団体ほどですけれども直接赴きまして、改定の内容などの説明をさせていただいております。今後も、市街化調整区域において地区計画制度の見直しが適正に活用されるよう、広報、周知に努めてまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

■磯部会長

どうも、ありがとうございました。それでは、只今の報告事項に関しまして、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

特に、ご質問等がないようですので、本日の審議につきましては、これで終了いたします。どうも、ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しいたします。

■事務局

委員の皆様、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第152回高知県都市計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

以上